

貧困に対する支援

問題 97 我が国の貧困問題に対する制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1874年(明治7年)に制定された恤救規則^{じゅっきゅうきそく}は、救護の種類に生活扶助を明記した我が国では初めての貧困対策であった。
- 2 1929年(昭和4年)に成立した救護法において、世界恐慌の影響から失業者が救済対象と明記された。
- 3 1945年(昭和20年)に閣議決定された生活困窮者緊急生活援護要綱において、失業者は生活援護の対象から外された。
- 4 1946年(昭和21年)に制定された旧生活保護法において、素行不良な者は保護をなさないとする欠格条項は撤廃された。
- 5 1950年(昭和25年)に制定された生活保護法において、申請保護の原則が明記された。

問題 98 事例を読んで、Aさんの就労に関する福祉事務所の対応について、次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

アパートで一人暮らしのAさん(40歳)は、派遣切りにあったのち、わずかな貯えで生活していた。入院をきっかけに生活保護となったが、先月退院し、アパートに戻った。しかし、まだ生活の見通しは立っていない。Aさんは腰痛を訴えており定期的に通院をしているが、日常生活では問題は生じてはいないようである。

- 1 稼働能力活用は生活保護の要件であることから就労指導を行い、それでも就労しない場合には、速やかに保護を廃止する。
- 2 主治医に対して病状調査を依頼し、主治医より就労可能の診断がされた場合は、直ちに就労指導についての文書による指示を行う。
- 3 Aさんに公共職業安定所(ハローワーク)での求職を指示し、当月分保護費は公共職業安定所で求職したことを確認してから翌月に支給する。
- 4 年齢や医学的な面からの評価だけでなく、資格、生活歴、職歴を客観的総合的に勘案してAさんの稼働能力の有無を評価する。
- 5 生活保護の目的が自立助長であることを説明し、自立意欲が無いならば生活保護の辞退届を提出させるように担当の現業員に指示する。

問題 99 2024年(令和6年)の生活困窮者自立支援法の改正内容に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 生活困窮者自立相談支援事業の事業費負担について、国と都道府県で折半することとした。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談が加えられた。
- 3 同法に基づく新しい事業として進学・就職準備給付金事業を創設した。
- 4 「生活困窮者一時生活支援事業」が「生活困窮者居住支援事業」に改められた。
- 5 市町村は、地域の関係機関により協議する支援会議を設置しなければならないこととした。

問題 100 生活福祉資金貸付制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 借入れの申し込みは、民生委員を介して行うことが要件とされている。
- 2 総合支援資金については、貸付を受けるにあたって、公共職業安定所(ハローワーク)で求職活動を行うことが要件とされている。
- 3 2025年度(令和7年度)の緊急小口資金の貸付限度額は50万円である。
- 4 教育支援資金は、世帯内で連帯借受人を立てた場合には、連帯保証人は不要である。
- 5 不動産担保型生活資金は、親が40歳未満のひとり親世帯も対象としている。

問題 101 事例を読んで、D市生活困窮者自立相談支援機関のB相談支援員(社会福祉士)が考える支援の方向性に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん(25歳)は、高校卒業後に四国にあるA市の企業に就職したものの人間関係がうまくいかず2年ほどで退職、その後、職業と住まいを転々として、現在は関西のD市内の公園でホームレス生活をしている。住民票は出身地A市に置いているが、居住していない。Cさんがいつも公園の日陰にうずくまっているのを見て心配した近隣住民が、民生委員に相談し、民生委員がD市の生活困窮者自立相談支援機関に相談した。BがCさんのもとを訪問したところ、Cさんから「この生活を何とかしたい」との意向が表明された。

- 1 Cさんに対し、A市を管轄する福祉事務所を訪問するよう促す。
- 2 D市内で活動しているホームレス支援団体に連絡し、協力を要請する。
- 3 Cさんの住民票がA市にあるので、A市に支援会議の開催を要請する。
- 4 D市の福祉事務所につなぎ、生活保護の受給手続きを支援する。
- 5 Cさんの情報を近隣住民に伝えて、このまま見守りを継続するよう依頼する。

問題 102 事例を読んで、生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員(社会福祉士)の支援に関する次の記述のうち、**適切なものを2つ**選びなさい。

〔事例〕

Aさん(80歳)は息子のBさん(52歳)と二人暮らしである。Bさんは中学卒業後、高校には進学せず就職したが仕事を覚えられず転職を繰り返した。ここ10年ほどは求職活動をせず家で過ごしているが、親子関係は良好である。現在はAさんの老齢基礎年金と貯蓄でどうにか生活できているが、Aさんは高齢であることから、今後のBさんのことを心配している。Aさんは、民生委員から紹介されたC市の生活困窮者自立相談支援機関に行って相談した。

- 1 AさんからBさんに働くよう強く求めることを提案する。
- 2 Bさんと面談できる機会を得られるようAさんに働きかける。
- 3 Bさんの自立を促すため、AさんにBさんとの別居を提案する。
- 4 Aさんに、Bさんは地域若者サポートステーションを利用できると助言する。
- 5 Aさんに、BさんはC市が行っている生活困窮者就労準備支援事業を利用できると助言をする。